

阿社協発第60号
令和6年2月16日

民生委員児童委員
いきいきサロン協力員 各位

社会福祉法人
阿久根市社会福祉協議会
会長 西田 幸作
[公 印 略]

令和6年度ふれあいいきいきサロン保険の加入について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、かねてから地域福祉の推進ならびに、地域福祉事業へのご協力を賜り深く感謝申し上げます。さて、令和5年度いきいきサロン保険の補償期間が令和6年3月末に終了します。

つきましては、令和6年度の保険加入について、2月1日からの受付となりますので、4月からのふれあいいきいきサロンの開催にあたり、できるだけ早めのご加入をお勧め致します。協力員の方々とご検討くださいますようお願い申し上げます。

4月に入ってから保険加入につきましては、保険の手続き上時間を要しますので、サロンを実施される2～3日前までに保険料の納入が必要となります。ご理解の上、手続方よろしくお願いいたします。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 提出先 | 阿久根市社会福祉協議会 |
| 2 提出物 | 1) ご加入名簿(別紙)…追加申込みは随時可能です
2) 保険料 |
| 3 補償期間 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日までの1年間
又は、保険料払込翌日～令和7年3月31日まで |

* お問い合わせ先 *

阿久根市社会福祉協議会 地域福祉係
TEL 72-3800 担当:中原

ふれあいいきいきサロン保険について

補償の対象者

ふれあいいきいきサロン・子育てサロンに参加している利用者・ボランティア等、宿泊を伴わない行事

保険金をお支払いする主な例

- ◆ 行事開催中、参加者が石につまずき転んでケガをし通院した。
- ◆ サロンに参加するため家を出て歩いて会場に行く途中、自転車に接触してケガをし通院した。
- ◆ サロン活動中、参加者が階段から落ちて骨折し入院した。
- ◆ ボランティアが、行事の準備中に誤って手を切ってしまう通院した。
- ◆ 行事でお弁当が配布され、参加者が食中毒になり通院した。

保険料をお支払いできない主な例

- ◇ 補償対象者または保険金受取人による故意または重大な過失によるケガ
- ◇ 補償対象者の自殺行為または犯罪行為によるケガ
- ◇ 脳疾患、疾病または心神喪失
- ◇ むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ◇ 地震・噴火・津波による事故
- ◇ 戦争・暴動・労働争議によるケガ

補償金額・保険料（掛金）

補 償 の 内 容		Aプラン	Bプラン
補 償 金 額	死亡・後遺障害	210万円	530万円
	入 院 日 額	2,800円	4,700円
	通 院 日 額	1,600円	2,600円
保険料	1名・1日あたり	13円	27円

お支払いする保険金 健康保険、生命保険等とは関係なくお支払いします。

●死亡保険金…事故によりケガをされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。

●後遺障害保険金…偶然な事故によってケガをされ、その事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の4～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。

●入院保険金…事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

●手術保険金…事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所においていずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。

●通院保険金…事故によりケガをされ、通院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。